

広島県立歴史民俗資料館を、平成二十八年五月二日及び同年八月十五日に、臨時に開館する。

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を、平成二十八年五月二日、同年八月一日並びに平成二十九年一月二日及び同月三日に、臨時に開館し、平成二十八年六月十四日から同月十七日までの間、同年十月十三日及び平成二十九年二月七日から同月十日までの間、臨時に休館する。

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館に限る。）を、平成二十八年四月五日及び同月六日、同年六月七日及び同月八日、同年七月十二日から同月十五日までの間、同年八月三十日及び同月三十一日、同年十月十一日から同月十三日までの間、同年十二月六日及び同月七日、平成二十九年一月三十一日及び同年二月一日並びに同年三月十四日から同月十六日までの間、臨時に休館する。

平成二十八年四月四日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明